

防災

防災ハザードマップの作成状況は

洪水ハザードマップの作成を検討

問

令和元年度に自主防災組織が、各行政区において設立され、防災計画に基づき、災害に対する備えが進んでいます。しかし、防災ハザードマップは、平成27年2月作成分であり、5年が経過しています。その間に気象の著しい変動により、全国的に大きな災害が発生しています。今後、町においてどのような災害が発生

するかはわかりません。状況に即した防災ハザードマップの更新や周知が必要と考えます。

これらの作成計画をお尋ねします。

答 平松町長

平成17年5月に改正された水防法に準じて、防災ハザードマップの作成と住民への周知徹底が市町村に義務付けられました。新たに設定された土砂災害警戒区域・特別警戒区域の情報をもとに、より実践的な防災ハザードマップを平成26年度に国の補助金を活用し作成しました。



稲永 辰己 議員

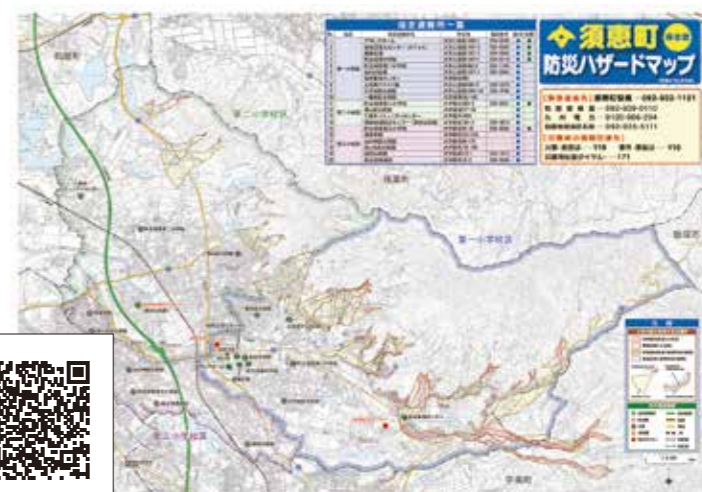
須恵町地域防災計画は平成29年3

月に改訂しましたが、令和元年、避難勧告等ガイドラインの改定がありましたので、令和2年度に関連する事項について修正を行う予定です。

また、本町において最も必要とされるのが洪水ハザードマップだと思います。

須恵川は県管理指定河川ではないので、法制度上は浸水想定区域が作られていません。そのため洪水ハザードマップも作成されていませんが、各地で毎年のように豪雨による河川の氾濫が発生していますので、今後河川管理者である県と協議しながら作成を検討したいと考えています。

住民への周知については、



須恵町防災ハザードマップ



土砂災害ハザードマップは作成時に全戸配布しており、消防団・自主防災組織においては、ハザードマップのほか福岡県作成の防災ハンドブックを配布しています。

ここが聞きたい!

一般質問

○一般質問とは、議員が町長など執行機関に対し、町の行財政全般について疑問点をただし、報告や説明を求めることです。

○「問」については、議員が提出した要約文のとおり掲載しており、編集は行っていません。



答弁中の平松町長

防災

水害を未然に防ぐための治水対策は

機能保全を図る

問

令和の時代に入り、日本列島各地で地震、台風による水害が発生し、住居の倒壊等により、多くの尊い命を奪うなど、甚大な被害をもたらしました。

これは、1時間に100ミリを超える想定外の雨量による河川の氾濫、土砂崩れなどによるものです。鉄砲水を防ぐための治水対策が必要と考

えます。当町の防災ハザードマップでは、東側の山間部に面している地域は、特別警戒、警戒区域となっています。そのことを考慮し、いち早く山間部に砂防ダムの整備を行ってまいります。年数も経過し、土石の流入による被害、また、須恵ダムの土砂の流入による容量の低下、ため池の堤防の整備など治水状況についてお尋ねします。

答 平松町長

砂防ダムと治山ダムは同じ減災対策の施設ですが、その目的は異なります。砂防ダムは土石流を直接受け止め土砂の流出を抑制し、人家や公共施設を守ります。一方治山ダムは、

森林の土砂流出防止機能を通じて防災・減災するとともに水源の涵養など森林が持つ多様な機能の保全形成を図ります。

治山ダムに堆積した土砂の浚渫については、勾配緩和により平場を作ること、森林の保水力を高め崩壊の未然防止につながることを考えます。必要性はないものと考えます。今後も県へ適切な対策を要望し、連携をとりながら機能保全を図っていきたくと考えています。

次に須恵ダムですが、平成26年2月に水位を下げ、流入口付近の土砂を1200m³浚渫しており、ダムの容量に関しては確保できています。

県が維持管理している須恵川の浚渫は、毎年、定期的に要望しており、須恵町域においては、本年度「R香椎線」須

恵川橋梁から「旅石橋」までの約300m区間において堆積している土砂の浚渫を行う予定で進められています。

最後に、ため池の堤防のチェックと改修工事については、平成30年7月の豪雨災害を契機に「全国ため池緊急点検」が行われ、須恵町において応急対策が必要なため池は該当しませんでした。



世利 孝志 議員

砂防ダムと治山ダムは同じ減災対策の施設ですが、その目的は異なります。砂防ダムは土石流を直接受け止め土砂の流出を抑制し、人家や公共施設を守ります。一方治山ダムは、



須恵川に堆積した土砂